



2026年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ  
代表者名 代表取締役社長 二宮 幸司  
(コード番号 2461 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役副社長 執行役員  
コーポレート本部長 吉永 敬  
(TEL : 03 - 5766 - 3530 )

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度に基づくPSU（ユニット）の付与  
及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年3月25日開催の第27回定時株主総会（以下「本株主総会」という）におけるご承認に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対するパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」という）を用いた業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という）及びリストラクテッド・ストックを用いた確定期間型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という）を導入しておりますが、本日開催の取締役会において、以下のとおり、①本制度Ⅰに基づく本年のPSUの付与契約の締結及び②本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの概要につきましては、2026年2月9日付け「業績条件型譲渡制限付株式報酬制度及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. PSUの付与について

1. PSUの付与対象者及びその人数並びに付与するPSUの数

当社取締役3名（※）

※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

(計最大10,000株に相当するPSU)

2. PSUの概要

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に對して本制度Ⅰを導入することを決議し、また、本株主総会において、本制度Ⅰに基づき対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、2年分の報酬として80千株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合に

は、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整する)、その金額は、2023年3月29日開催の第24回定時株主総会においてご承認いただいた既存の金銭報酬枠(使用人兼務取締役の使用人部分を除き、年額300,000千円以内。以下「既存報酬枠」という)とは別枠で2年分の報酬として40,000千円以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度Iは、当社が公表している2025年2月10日付け「(FY25-27)中期経営計画」(以下「本中期経営計画」という)の最終事業年度末日である2027年12月31日までの期間(以下「評価期間」という)中の業績の数値目標の達成状況及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式(以下「当社株式」という)を、対象取締役の報酬等として付与するPSUを用いた業績条件型譲渡制限付株式報酬制度であり、交付される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です(ただし、株式交付前に対象取締役が当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合は、交付される当社の普通株式に譲渡制限を付さない)。

なお、採用する業績条件は、本中期経営計画における目標指標である、「2027年度(2027年1月1日から同年12月31日まで)における営業利益30億円(連結ベース)の達成」です。

### 3. PSUの付与日

2026年3月25日

### 4. 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、本PSUに係る権利確定日後、当社が定めた時期において、取締役会決議に基づき、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法で当社株式の交付を行うものといたします。

### 5. 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

本PSUに係る評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会決議により、当社の取締役会が合理的に定める数の当社株式の交付、金銭の支給、又は権利喪失といたします。

## II. 本制度Ⅱに基づく自己株式処分について

### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 割当日	2026年4月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,000株
(3) 処分価額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年3月24日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である450円であり、その総額は1,350,000円です。
(4) 割当予定先	当社取締役（※）3名 3,000株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

### 2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に対して本制度Ⅱを導入することを決議し、また、本株主総会において、本制度Ⅱにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、3年分の報酬として20千株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整する）とし、その金額は既存報酬枠とは別枠で3年分の報酬として10,000千円以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度Ⅱに基づき、対象取締役3名に対し、譲渡制限付株式として、当社の普通株式3,000株を処分することを決議いたしました。

### 3. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、対象取締役に対して、当社と対象取締役との間で下記（1）乃至（5）に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結した上で、対象取締役に当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。

本制度Ⅱによる当社株式の交付に当たっては、当社株式に、概要以下の事項を含む譲渡制限等を付しております。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年4月20日（割当日）から2029年4月30日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」と総称する）の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認め

る理由により当社グループの取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、割当日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社グループの取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれも退任又は退職した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以 上